

平成14年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
9月30日（月）	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議長のあいさつ	5
○管理者のあいさつ	5
○議事日程の報告	6
○日程第1、会議録署名議員の指名	6
○日程第2、会期の決定	6
○日程第3、諸報告	6
○日程第4、平成13年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算 認定について（議案第10号）	7
○日程第5、平成14年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第 1号）を定める件（議案第11号）	23
○日程第6、一般質問	27
○議長のあいさつ	39
○管理者のあいさつ	39
○閉会の宣告	40

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第19号

平成14年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成14年8月30日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 伊 利 仁

記

- 1 期 日 平成14年9月30日
 - 2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂
-

○会 期

平成14年9月30日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（13名）

1 番	森	田	正	男	君	2 番	山	中	基	充	君	
3 番	田	原	教	善	君	4 番	高	沢	良	夫	君	
5 番	吉	岡	修	二	君	6 番	大	曾	根	英	明	君
8 番	松	村	和	子	君	9 番	井	上	勝	司	君	
10 番	西	村	武	次	君	11 番	中	島	常	吉	君	
12 番	榊	原	京	子	君	13 番	高	橋	信	次	君	
14 番	藤	原	建	志	君							

不応招議員（1名）

7 番 塘 永 真 理 人 君

平成14年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

○議事日程（第1号） 平成14年9月30日

日程第1、会議録署名議員の指名について

日程第2、会期の決定について

日程第3、諸報告

(1)現金出納検査の結果について（監査報告第3号）

(2)議事説明者について

日程第4、平成13年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について（議案第10号）

日程第5、平成14年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第1号）を定める件（議案第11号）

日程第6、一般質問

午前10時開会

出席議員（13名）

1番	森	田	正	男	君	2番	山	中	基	充	君	
3番	田	原	教	善	君	4番	高	沢	良	夫	君	
5番	吉	岡	修	二	君	6番	大	曾	根	英	明	君
8番	松	村	和	子	君	9番	井	上	勝	司	君	
10番	西	村	武	次	君	11番	中	島	常	吉	君	
12番	榊	原	京	子	君	13番	高	橋	信	次	君	
14番	藤	原	建	志	君							

欠席議員（1名）

7番 塘 永 真 理 人 君

説明のための出席者

管理者	伊	利		仁	君	副管理者	品	川	義	雄	君
収入役	池	畑	勝	一	君	監査委員	菅	沼	明	之	君
事務局長	吉	田	勝	己	君	事務局次長	柳	沢		弘	君
事務局次長	山	崎	邦	治	君	事務局次長 兼建設課長	中	河		渡	君
総務課長	金	子	久	夫	君	業務課長	浅	見	邦	男	君
管理課長	杉	田	泰	明	君	水処 センタ 所 理一 長	吉	田	文	夫	君

事務局職員出席者

書記	岡	安	文	雄	書記	高	山	淳
書記	宇	津	木	優	明			

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（高沢良夫君） 現在の出席議員13人、欠席議員1名。よって、定足数に達しております。

ただいまから平成14年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長のあいさつ

○議長（高沢良夫君） 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成14年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中、早朝よりご出席を賜り、ここに開会できましたことを心からお礼申し上げます。なお、本組合の発展のため、まことに喜ばしいところでございます。

本日は、平成13年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合歳入歳出決算の認定のほか重要議案が提出されております。何とぞ慎重審議をいただき、本日定例会が無事終了できますことを心からお願いを申し上げまして、簡単ではありますが、あいさつといたします。



◎管理者のあいさつ

○議長（高沢良夫君） 管理者にごあいさつをお願いいたします。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成14年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、極めてご多用の中、ご健勝にてご出席を賜り、各種重要案件のご審議をいただきますことは、本組合発展のため、まことにご同慶にたえぬところでありまして、衷心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、本年度も第2四半期を終えようとしておりますが、公共下水道管渠布設工事も順調に進捗をいたしており、下水道普及促進に向け、鋭意努力をいたしておるところであります。また、各種下水道事業の推進につきましても努力をしまいる所存でありますので、議員各位並びに関係皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日ご提案申し上げます議案は、平成13年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合歳入歳出決算の認定のほか、いずれも重要案件でございます。何とぞ慎重ご審議を賜りまして、適切なるご結論をいただきますよう心からお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。



◎議事日程の報告

○議長（高沢良夫君） 書記をして、本日の議事日程を朗読いたさせます。

高山書記。

○書記（高山 淳君） （議事日程朗読）



◎会議録署名議員の指名

○議長（高沢良夫君） ただいまから本日の議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、

2番 山中基充 議員

3番 田原教善 議員

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（高沢良夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（高沢良夫君） ご異議なしと認めます。

よって、平成14年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。



◎諸報告

○議長（高沢良夫君） 日程第3、諸報告をいたします。

監査委員から、平成14年5月、6月及び7月分に係る現金出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたので、あらかじめご了承願います。

続いて、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。



◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高沢良夫君） 日程第4、平成13年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について（議案第10号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） ただいま議題となっております議案第10号 平成13年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について提案の理由を申し上げます。

平成13年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算につきましては、去る7月23日に監査委員さんに審査をお願いいたしましたところ、いずれも計数的に正確であり、かつ内容も正当なものと認められましたので、その意見書並びに行政報告書を付して、議会の認定をいただきたく提案をいたしました次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご認定を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（高沢良夫君） これより本案に対する内容説明を求めます。

歳入及び歳出に係る説明を求めます。

最初に、金子総務課長。

○総務課長（金子久夫君） （内容説明）

○議長（高沢良夫君） 次に、中河事務局次長よりお願いいたします。

○事務局次長（中河 渡君） （内容説明）

○議長（高沢良夫君） 次に、吉田水処理センター所長。

○水処理センター所長（吉田文夫君） （内容説明）

○議長（高沢良夫君） 続いて、杉田管理課長。

○管理課長（杉田泰明君） （内容説明）

○議長（高沢良夫君） これより質疑に入ります。

8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子。質疑を行います。

まず、平成13年度の決算に当たって総体的な問題でございますけれども、普及率につきましては決算報告書に記載されているとおりでございますが、果たして当組合のこの普及率はほかと比べてどうなのかということについて一つは伺っておきたいと思っております。県、全国、地域ということで何点かご答弁をいただきたいというふうに思っております。

また、人件費、総務費も全項目にわたっておりますけれども、行政報告書の13ページによりますと、年次休暇、病気休暇、特別休暇ということで、それほど問題はないのですけれども、残業などを見ましてもそれほど多額な出費をしているという状況ではございません。しかし、その分、今行革が進んでおりまして、地方自治体でも同じなのですけれども、この下水道組合におかれましては管理職におかれる方たちの負担というのが増加をするのではないかとということで、全体的な問題としてこの点ではどうであるのかと

いうことでお尋ねしておきたいと思います。

それでは、中の方に入ります。5ページ、6ページなのですけれども、負担金及び分担金の中で終末処理場事業都市基盤整備公団負担金2,768万4,785円ということで今回は計上されておりますけれども、いよいよ都市整備公団も解散で終わりというような状況の中で3年間ぐらい事業計画を延長してまいりましたが、最終的には話し合いはどのようになったのかということについて、まず伺っておきたいというふうに思います。

次に、使用料及び手数料なのですけれども、先ほどのご説明で不納欠損627件で164万8,354円と年々非常に不納欠損がふえております。この中で特に、毎年伺っておりますけれども、一つは所在不明が全部ということではなくて、納められないあるいは大変だという方もいらっしゃると思うので、その点についてはどういうふうに対応されてきたのか。これは、収入未済額とあわせてご答弁をお願いしたいというふうに思います。

次に、11、12ページなのですけれども、特に補正予算でやると思うのですが、事業費補助金の中の繰越明許が5,000万ほどあるわけです。これは、用地未買収ということで繰越明許になるというふうに伺っているわけなのですけれども、この点について、国の補助との関係では支障なくいくのかどうかということを伺っておきたいというふうに思います。

歳出の方なのですけれども、まず議会費では17、18ページの費用弁償、これは29万2,500円ということで、それほど多額には及んでおりませんが、なぜ毎回問題にするかと言いますと、やはり全国的な問題あるいはオンブズマンからこうした議員の歳費以外の支出を抑制するようというようなことが毎回言われておりますので、この点についてどう検討してきたか。本年は歳出しているわけなのですけれども、検討状況をお尋ねしておきたいというふうに思います。

また、特に総務費については、私も一般質問を繰り返してまいりました情報公開をしてほしいということで、ほかの組合との相互関係なども含めまして、本来であれば平成14年度にはやりますという答弁をいただいたのですが、14年度はことはできないということで、13年度決算に当たって情報公開の検討はどう行われてきたのか、またその見通しについて総務の担当の方にお伺いしておきます。

次に、公共事業なのですけれども、これも歳出と歳入と関係がありますけれども、工事請負費の25、26のところでは、公共事業の築造工事に当たって繰越明許が行われているわけなので、これは報告書にもありますけれども、一応繰越明許が行われた中身、平米と、どうして行わなければならなかったかということについてご答弁をお願いしたいというふうに思います。

また、水道管の移設の補償が23節補償、補填及び賠償金で組まれておりまして、支出が212万3,663円に対して不用額が3,257万6,337円と非常に不用額が多かったなという原因について、説明はなかったのですけれども、見込みが甘かったのか、それとも水道事業との話し合いがうまくいかなかったかこれだけ計上してしまったのかということで、当初見込みから大分甘い内容ではないかというふうに見受けられますので、この点について答弁をお願いしたいというふうに思います。

長くなりますけれども、29、30ページでは13節委託料としまして水質の汚泥分析業務委託というのがありまして、これも報告書に載っております。当然違うのは当たり前なのですが、北坂戸終末処理場とあわせて石井終末処理場の検査の中身が全く違っているのと、新施設にもかかわらず石井終末処理場の方が非

常に数値が高いというような点も見受けられるのですけれども、これはどうして発生してしまうのだろうかという疑問を持ったので、その点についてご答弁をいただいておりますというふうに思います。

これも関連だと思うのですが、33、34の都市下水路の用地購入費も次の補正で出る問題と同じではないかと思うのですが、この点についても明許繰越8,454万6,000円をしておりますので、一定度のご説明をお願いしたいというふうに思います。

最後に、公債費につきまして、年々公債費はふえているわけですが、普通債、公共下水道事業債、都市下水路事業債合わせまして41ページにその中身が載っていますけれども、今年度最終的には72億ぐらいになるのでしょうか、今年度決算で。その点、確認の答弁をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 金子総務課長。

○総務課長（金子久夫君） お答えいたします。

まず、管理職の時間外勤務、負担増ではないかということですが、管理職の時間外手当については当然出ておりませんが、管理職の時間外勤務については、特に徴収業務等に当たっている職員の徴収のため、5時以降あるいは土曜、日曜などに出勤する時間が多いようでございます。基本的には代休制度や振りかえ制度あるいは変則勤務などにより対応しております、職員の休みがとれないとか超過勤務になっているかということはないと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

続いて、都市整備公団の関係の協定の関係でございますが、これにつきましては平成4年6月30日に事業期間として平成8年度までの期間ということで公団と協定をして、8年度に期間を平成14年度までに延伸した経緯がございます。14年度に変更したときも、入西開発の事業が終了するというのでやりまして、公団としましても平成14年度以降、それ以上延伸できないということで変更してございますので、今年度が公団の方の負担は確定する予定でございます。

あと、オンブズマンの関係で、これは費用弁償のことだと思うのですが、これにつきましては条例にのっとりまして支出しております。それで、この問題につきましては、他の組合等にも出ておりますので、協議の方を進めているところでございます。

あと、情報公開がどこまで進んだのかというようなことだったと思いますけれども、これにつきましては15年の3月に条例化に向けて現在進んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 浅見業務課長、答弁。

○業務課長（浅見邦男君） お答え申し上げます。

下水道の使用料金の不納欠損、それから収入未済の関係でございますが、ご指摘のとおり昨今の経済状況のもとで、下水道の使用料金についても滞納者がふえているのは確かでございます。私どもでは、滞納者につきましては、督促状、催告状、それから電話による請求、それから昼と夜間、それから土日、祭日も含めてですが、臨宅徴収して、職員一丸となって努力しているところでございます。その中で、先ほどの払えない人たちの関係でございますが、実際に臨宅をしてお客さんとお話しさせていただいた中で、どうしても払えないのだと、そういったときには、いつだったら大丈夫ですかということを確認をさせてい

ただいて、給料日の次の日だとかいろいろ先方の都合のいい日に、本来だったらいつでもいただきたいわけなのですが、無理強いして取ってくるというのではなくて、給料が入ったら、その次の日だとか、お客さんの都合のいい日に、集金はしていないのですが、滞納者について伺って、集金をいただいできているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 中河事務局次長、答弁。

○事務局次長（中河 渡君） お答えを申し上げます。

まず、繰越関係でございますけれども、公共下水道建設費6,762万円の繰り越しでございますけれども、この内容でございますが、工事といたしましては公共下水道築造工事の五味ヶ谷の9あるいは脚折第1幹線の2の工事分が繰越したわけでございます。脚折第1幹線の2につきましては、緊急的に補助金が追加されてきたということで、発注時期がおくれたために繰越明許費の措置をとらせていただいたということと、五味ヶ谷9につきましては、工事実施の際、地下埋設にコンクリートが相当たくさん入っていたということで、これらによる繰越明許をさせていただいたわけでございます。

また、大谷川都市下水路の繰越関係でございますけれども、8,454万6,000円、これにつきましては当時地権者の方の理解が得られなかったということでありまして、今年度に入りまして買収に応じていただけるといことになりましたので、今年度補正とあわせて買収してまいりたいと思っております。

次に、補償、補填の関係の不用額でございます。これにつきましては、下水道工事における補償関係につきましては、工事の進捗に多大な影響があるということから、速やかに対応できるよう、ある意味では余裕を持った予算計上をしているところでございます。過去の実績を見ますと、平成9年度で補償金額3,000万円、平成10年度で2,000万円と最近になって少し下がってきておりまして、13年度では200万円ということになっておりますけれども、これにつきましては工事量及び内容により補償額が減額傾向にあるところでございます。したがって、平成14年度におきましては当初予算といたしまして1,500万円減額をしているところでございます。しかしながら、現段階では工事支出予定が1,100万円ということで一定していないのが事実でございます。今後につきましては、主要な工事の設計委託等を事前に発注する等、補償すべき状況を把握できるような措置を行い、予算計上に対応していきたいというふうに考えております。

普及率につきましては、県の平均といたしまして13年度末で61%ということでございます。したがって、下水道組合につきましては53.2%、やや中間的なところに位置しているところでございます。普及率につきましては、行政報告書の19ページ、53.2%でございます。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 吉田水処理センター所長、答弁。

○水処理センター所長（吉田文夫君） お答えします。

水質汚泥分析業務委託の1,280万550円の内容でございますけれども、北坂戸水処理センター、石井水処理センターの流入水、放流水、脱水ケーキ、焼却灰の分析を行った水質汚泥分析業務委託699万4,050円、それに臭気分析の508万2,000円、それに騒音業務委託、これは北坂戸水処理センターのみですけれども、72万4,500円、その3本の合計でございますが、水質汚泥分析業務委託につきましては699万4,050円の内容

ですが、石井分が295万2,000円ということで、内訳としましてはほぼ均等のようになっています。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 金子総務課長、答弁。

○総務課長（金子久夫君） 一つ公債費の方を落としておりましたので、答弁させていただきます。

行政報告書の41ページに公債費につきましてございます。1、普通債のところの欄の差引現在高につきまして、現在180億7,159万5,000円の公債費として残ってございます。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子。再質疑を行います。

まず、普及率の関係で最初質疑を申し上げたわけですが、全体的に見て61%ということで、当組合のはここにももちろん普及率出ています、平均で53.2ということで。鶴ヶ島は40.6%と、当初から比べればいい方ですが、相変わらず普及率は余りよくないというふうに思います。全国平均あるいは進んだ市町村に比べて、一生懸命やっただけではいるのですけれども、余り高くないし、平均より下だというふうには思うのですけれども、この点はほかの比較が出ていないもので、答弁が出なかったのも、県だけだったのですけれども、全国と近隣の実態をもう一度お願いしたいというふうに思います。

また、時間外の勤務につきまして、先ほど答弁いただいたのですが、いわゆる残業はやらざるを得ないということで、やっているけれども、土日に対応して振りかえて間に合っているのだということではあると思いますが、各市町村ともに今回行政改革による人員削減が非常に厳しくシビアに行われているわけです。退職しても補充しないということで少なくなっていくわけなのですが、下水道事業というのはほとんど現場が中心で、そんなに人員削減をしていくとひずみが来るような場合もあるのですが、そうした形で人員不足ということはないということですか、そうしますと。この点について、各部門で平成13年度決算に当たって事業量はふえているわけです。人口も、また普及面積もふえている中で、そうした対応する人員というのはどうなのかということで、もう一度お伺いしたいというふうに思います。

また、新都市整備公団なのですが、今年度最終ということで協定をしているのだということで、平成13年度決算を踏まえてやっぱりもう正念場に来ているのではないかと思います。当初予定が27億と私は記憶しているのですけれども、当局によりますとそんなに多くないのだというふうに言われましたが、協定に対して本決算の、先ほど述べました歳入額がどこまで、何%まで来ていて、残りはどういう話し合いに臨むのかということについて伺っておきたいというふうに思います。

情報公開につきましては、条例化に向けて進めているということで、おくれましたけれども、平成15年4月1日をめどに情報公開ができるということだというふうに認識したのですけれども、進め方につきまして。いずれにいたしましても、そういう形で公開して、さかのぼって公開できるかどうかということも1点聞いておきたいというふうに思います。

また、使用料につきましては、鋭意努力しているという答弁をいただきました。しかし、不納欠損、収入未済ともにふえる状況の中で、はっきり言いまして水道料金よりも下水道の方がきちっと対応に行っているようです。私もこの議会に来ておまして、市民の方から、水道の方は何年も放置されていていかにげんなどころあったけれども、下水道の方がきちっと来ているということで、水道も下水道を見習わなく

てはいけないのだというようなことで、また出直しで大分未収金についての収納をやっているような話も聞きましたので、一生懸命そういう点はやっていると思います。問題は、納められない人の免除、それからもう一つは大家さんなどから先にそういう対策を立てるといふようなことが必要ではなかろうかと思うのです。というのは、入西とか星和とか運営しているときは、そんなに未済額というものは多くなかったと思うのです。ところが、市に移管したら今年度、この後の方に出てきますけれども、収入未済がやっぱり入西で既に出てきているということから見ても、市民の入退出、いわゆる転居の問題がシビアにとらえられていないという面があるのかなというふうに感じたので、あわせてご答弁いただきたいというふうに思います。

汚泥の分析問題なのですが、私が疑問を持ったのは32、33ページで、石井水処理センターが右側で、左側に北坂戸水処理センターの維持管理状況というのをいただいたのですが、例えば大腸菌などは石井水処理センターが平均で15と圧倒的に多いというのはわかるのですが、窒素含有量というのが北坂戸が10.2に対して石井水処理センターは13.1%だと。次に、リンの含有量ですか、これが北坂戸が0.8なのに石井水処理センターは1.2もあると。全部対比できるように検査はしていないので、対比できるものをチェックしただけでも維持管理状況が悪いというのは、新施設にもかかわらずどうしてだろうと私は疑問を持ったのです。まだつくったばかりのところと老朽化して既に20年近くたっている施設と比べて、こういうものの含有量が多いということは放流水質の管理が悪いのかなとかいろいろ感じたのですが、これは下請に発注してしまっているのではないかと思いますけれども、管理も発注、もちろん水質検査も発注というふうにはなっていると思うのですが、この点は当局としてはどういうふうにとらえているのかということでお尋ねしておきたいと思います。

最後に、公債費なのですが、最終ページにあるとおりなのはわかっておりますが、以前総体的に公債費が72億、総合計でというふうに向ったのですが、その答弁が出なかったのです。書いてあるとおりのを読まれたのは、私もさっき質疑でそれやりましたので、総体的にどうなのかというご質疑を申し上げたので、できればその点でご答弁をいただいておりますというふうに思います。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 浅見業務課長、答弁。

○業務課長（浅見邦男君） お答え申し上げます。

先ほどの大家さんをお願いしたらどうかという話でございますが、私ども再三いろいろ大家さんともお話をした中で、下水道使用料とかというのは本人契約で、どうしても大家さんはタッチしていないよと、その辺があったものですから、うちの方はその後いろいろお願いしているわけなのですが、現実には大家さんの立てかえについては現状では不可能でございます。

それから、先ほどの減免の関係でございますが、私どもの方ではその制度がございますが、現実に減免の申請があるのは漏水に伴ったものとか、それについてははっきりしたものについては減免しています。生活困窮者については、私どもでは把握しておりません。そういった関係で、本人の申請があればどういう形か対応しなくてはいけないわけなのでございますが、生活の保護を受けている方につきましては、構成市の方に確認をしたところ、光熱水費は含まれていると、そういったことでございますので、生活保護の方については対応ができていないかなというふうに思います。生活困窮者については、あくま

でも本人が生活困窮だということを、私どもではどの程度の人かよくわからないものですから、あくまでも申請の中で対応していきたいというふうに考えております。

それから、先ほど入西とお話にあったのは、多分西坂戸の関係かなというふうに思うのですが……。

〔「西坂戸」の声〕

○業務課長（浅見邦男君） 西坂戸でよろしいですか。

〔「ええ」の声〕

○業務課長（浅見邦男君） これは、現実に平成12年度の決算で640件あったのですけれども、今年度は464件と職員の人に一生懸命努力していただきまして大分少なくなっております。ですから、一遍に全部は少なくなるというわけではないのですけれども、職員が滞納処分については、先ほど申し上げましたように、督促とか催促状、それから電話とか臨宅とか、そういった形でさらに努力していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 中河事務局次長、答弁。

○事務局次長（中河 渡君） 普及率の関係でございますけれども、全国的な順位なのですが、私の記憶では政令都市に次いで7番目だというふうに記憶しております。先ほど申し上げました普及率60.1%というお話でしたけれども、類似施設を含めると、コミプラ施設あるいは流域関連を含めると県の平均が70%、坂戸、鶴ヶ島下水道の現状といたしましては坂戸市が72.4%、鶴ヶ島市が51.2%でございます。近隣を見ますと、川越市が86.5%、東松山市が43.7%、狭山市が85.8%、毛呂山、鳩山、越生が36.9%というような状況下でございます。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢 弘君） お答えいたします。

公債費の関係でございますけれども、先ほど七十数億というお話が出ましたけれども、これはあくまで当年度の元金相当分は七十数億いきますけれども、両方足しますと今回の公債費につきましては7億5,734万というのが、75億という数字ははっきりわからないのですけれども、一応今年度予定しております公債費の元利償還金といたしましては元金が7億106万8,606円、これは公共下水道関係でございますけれども、そのような数字でございます。

それからあと、情報公開の関係でございますけれども、これもさきの議会でご答弁申し上げましたが、一応来年15年の3月定例会をめどに現在各事務組合と素案につきましているところをいろいろ検討しているところでございます。さかのぼるかどうかという問題についてもあわせて今検討しているところでございます。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 金子総務課長、答弁。

○総務課長（金子久夫君） お答えいたします。

まず、対応する人員ということで管理職の関係でございますが、今後につきましても勤務に変調等が見られれば体制の見直し等を検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

あと、公団負担の関係でございます。13年度末で公団負担金につきましては総計で22億378万8,116円で

ございます。全体協定の額でございますが、全体協定としましては26億293万8,000円でございます。したがって、その全体額に対しますと84.7%になってございます。差の関係でございますが、協定との差につきましては約3億8,000万円程度でございますが、この協定につきましては当初の協定ということで、長い事業期間でもあるため、公団等と予定額をあくまでも事業に対して想定したと、概算であるということでございます。その概算額につきましては、当時事業金額につきましては231億7,500万円を予定しております、それに対して各負担率を掛けた数字でございます。これにつきましては、26億293万8,000円ですか、それにつきましては必ず入ってくるお金ではございませんで、当事業を行えば請負による残額や設計の変更もございます。そういうことで、最終的に13年度末で22億378万8,116円になったということでございますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高沢良夫君） 吉田水処理センター所長、答弁。

○水処理センター所長（吉田文夫君） お答えします。

ご存じのとおり水処理センターは、生物処理によりましての標準活性汚泥法なのですが、そちらで処理しているわけです。この処理方法ですと、当然微生物ですので、自然環境によりまして影響を受けるわけですし、季節の変動、また時間帯等の変動、またその年の気象条件等の変動によりまして当然異なるところでございます。ちなみに12年度につきましてはこのデータを比較しますと、12年度は北坂戸水処理センター、窒素にありましては10.9ミリグラムパーリッター、磷につきましては1.0ミリグラムパーリッター、石井につきましては窒素が15.3ミリグラムパーリッター、磷が1.5ミリグラムパーリッターということで、議員さんご指摘の趣旨からしますと、12年に比べ13年は向上しているというふうにとれると思います、この数値から。

以上です。

○議長（高沢良夫君） ここで休憩をいたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時17分

○議長（高沢良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子。再々質疑を行います。

まず、問題点を絞りました2点ほどにしたいわけですが、使用料に対する消費税というものを800万近い額を取っていると思うのですが、国の方から当然消費税相当分の工事のいろんなものが来るわけです。上福岡を初め一度抑えてきた自治体もあったわけなのですが、今現在はどうなっているか、私も調査はしていないのですが、やはり納められない人がいるということ、先ほどのお話を聞いてみますと、やっぱり大変厳しくなっているのだなということをつくづく感じます。納めている人の中でも大変なのではないかなということが推測されるわけで、ぜひ生活に密着する、ここは水道議会ではありませんけれども、本来は水道とか下水とかに消費税はかけてほしくないというふう思うのですが、この点について

ご答弁をお願いしたい。

もう一つは、1点落としてしまったのですけれども、工事請負の中で両市の、ここにいらっしゃる議員の方ということでは今はもうなくなったのですけれども、両市の議員の中で入札に落札している方もいらっしゃいますし、入札に恐らく参加されている方もこの平成13年度もいらっしゃるというふうに思います。9月28日土曜日の新聞でも、熊谷市議会で政治倫理条例案を可決ということで、これは議員と配偶者及び2親等までの親族が関係する企業、市などの公共団体と請負契約を結ぶことを認めないということで、もうほとんどの方がご存じだと思うのですが、こういう倫理上の問題というのは、今まで私も指摘したとおりにありますが、減ってはいますけれども、相変わらず続いているということは非常に問題だというふうに思います。組合当局としてはどのようにお考えかということでお尋ねしておきます。

○議長（高沢良夫君） 吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君） お答えします。

政治倫理条例の関係でございますが、この関係につきましては議会の関係でもございます。したがって、今後構成市等の状況を注視していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 金子総務課長、答弁。

○総務課長（金子久夫君） お答えいたします。

使用料に消費税を転嫁しないということだと思っておりますけれども、その関係でございますが、現在埼玉県内には未転嫁の自治体が2カ所、白岡町と上福岡市でございます。消費税をかけないということにつきましては、当然消費税分については仮に使用料に転嫁しなければ、現在の消費税法ですと、その分として一般会計からの持ち出しとなるわけでございますので、組合としては現状のまま5%をかけさせていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高沢良夫君） 11番、中島常吉議員。

○11番（中島常吉君） 13年度の本組合の決算につきまして質疑をさせていただきます。

総じて13年度の決算につきましては、監査委員さんが指摘しているとおりに、予算の目的に沿った適正な執行がなされているということで評価するものでございますが、そのうちで2点ほど質問をさせていただきます。

第1点は、10ページの国庫支出金であります。収入済額につきましては1億6,256万1,500円ということですが、この数字の関係につきまして監査意見書の中に12年度との比較が示されております。12年度の2億8,875万円に対しまして48%の減になっているということで、非常に大きな数字の減額という結果になっているわけでありまして、この43.7%の国庫支出金の減額の理由ということを第1点としてお伺ひいたします。

第2点でございますが、決算書の30ページであります。30ページの公共下水道維持管理費でございますが、30ページの一番上段にあります委託料であります。処理場維持管理費等業務委託料4億7,147万1,554円、この内容につきましては、行政報告書の27ページに、北坂戸と石井の処理場の運転管理の委託料が別々に記載されているのでございますが、このうち膨大な量、施設の委託につきまして、契約の方法といたしましては随意契約ということでございます。この大きな金額の維持管理につきましての随意契約ということ

につきまして、その理由と内容についてお伺いする次第でございます。

なお、私はこの関係で平成13年3月議会でこの予算を審議する際に、この点について触れさせていただきましたが、基本的には見積もり競争を行いまして、入札方式と同様な方法で競争を行って予定業者を決めさせていただいておりますという答弁でございましたが、その内容についてお尋ね申し上げます。

○議長（高沢良夫君） 金子総務課長、答弁。

○総務課長（金子久夫君） お答えいたします。

国庫支出金が12年度に比ばまして減となった理由でございますが、12年度につきましては石井水処理センターのかき寄せ機工事等の補助事業を行っております。また、13年度につきましては、平成8年度から始まりました事業認可期間、7年間でございますが、その最終年度に近づいたためということで、今まで国の政策として多くの前倒し等が行われてきまして、その前に事業が進んできたということで、その事業認可期間の後半になりますと補助金が少し少なくなったということでございまして、事業が減ったために補助金が減ったということでございます。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 吉田水処理センター所長、答弁。

○水処理センター所長（吉田文夫君） お答えします。

理由につきましては、3月答弁の内容のとおりでございますが、次年度の準備行為ということで行為をさせていただいております。内容につきましては、指名参加の出ている業者の中から指名委員会によりまして5社選定いたしまして、それによりまして仕様書に基づいた見積もり合わせを行っております。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 11番、中島常吉議員。

○11番（中島常吉君） 1点目の関係でございますが、減額になった理由につきましては前倒し事業ということですが、具体的にその事業名とその内容についてお尋ねします。

第2点の随意契約の委託料の関係で、入札参加についての取り扱いが今発表になりましたが、5社ということであります。私は、この関係について、通常この種の施設につきましては全国的にもかなり多くありまして、基本的な水の処理の流れというのは日本において大体決まっているわけでありまして、競争入札と同様な手続をしますということで5社ということでありましたが、競争入札となると通常10社とか20社とか、相当もらえるのが多いのですけれども、その辺についてのお考えと、またこれについて何らかの改善策とかということについても考えていたのではなかろうかなと推察するのですが、その辺についてのお考えをお答えいただきたいと思っております。

○議長（高沢良夫君） 金子総務課長、答弁。

○総務課長（金子久夫君） お答えいたします。

前倒しの事業はどんなものかということでございますが、行政報告書の方にも、2ページに決算額の推移ということで今まで組合の事業の推移が載っておりますが、この中で特にこの事業認可期間の7年間で前の方でかなり公共下水道事業の幹線工事等を前倒しでやってきておりますので、それが主なものでございます。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 吉田水処理センター所長、答弁。

○水処理センター所長（吉田文夫君） お答えいたします。

石井水処理センター並びに北坂戸水処理センターの業務につきましては、365日これを昼夜を置かず連続と続いている業務でありまして、4月1日に通常の入札行為のようなことはなかなか難しい状況でございまして、準備行為ということで前年度にやらせていただいております、方法は入札と同じなのですが、記載の方法につきましては、ここにありますように、丸に「随意」というふうになっておりますけれども、内容につきましては入札と何ら変わるところはございません。

続きまして、5社では少ないのではないかなというご指摘でございますけれども、水処理センターも規模が大きいものですから、なかなかそれに見合ったような業者のレベルと申しますか、技術的なものを考え合わせますと、維持管理協会等でございますけれども、私どもの処理場で指名できるような業者というのは5社程度ということで、安全を見て5社程度にさせていただいております。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 11番、中島常吉議員。

○11番（中島常吉君） 再々質問をさせていただきます。

1点目の関係につきましては了解いたしました、2点目の関係について申し上げます。この施設につきましては、先ほど申しましたように、全国的にも大規模の施設について維持管理についての能力という業者は、私は相当あるというふうに確信を持って申し上げたいと思っております。5社につきましては、先ほど申しましたように通常少な過ぎるのではないかなと、こんなふうに私は今も考えております。ゆえに、今後こういう点については十分検討して、適正な執行が行われていたと私は信じていますが、なお一層これについて入札方法、内容について改善方を要望し、終わります。

○議長（高沢良夫君） 山中基充議員。

○2番（山中基充君） 山中基充でございます。平成13年度の決算について質疑を2点させていただきます。両方とも総括的なものになりますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、行政報告書の20ページから事業の請け負い状況についてご説明がありますけれども、この中で入札が終わったその後に契約内容を変更して、随意契約等で支払い等の変更があった案件というものがあるのかどうかについて伺います。もしあるとしましたら、詳細についてお伺いをさせていただきます。

あともう一つ、総括的になりますけれども、今回実質収支比率が赤字になっているということで、先ほど中島議員へのご答弁がありましたので、私がまず知りたかったのは、収入が減っただけけれども、それ以上の事業をした場合はやっぱり実質収支が赤字になると、また事業をやっている割に収入がなければやはり赤字になるというふうに考えておりましたので、事業自体の規模がどのように推移したかということで、今の答弁ですと減ってきているということでございます。これは、今回平成13年度というのはちょうど今まで景気浮揚策一辺倒ということで、前倒しというお話もありましたけれども、各事業が前倒しに行われてきて、これからの財政構造改革ということでプライマリーバランスを確保しようという動きの中で公共事業を見直していくのだと。その中で、下水道事業というものは、どちらかというと公共事業の中でもちょっと低目に見られていると、抑えられる方に入っているというふうに認識してあるのですが、そういった国の施策の影響等はあったのかどうかということの分析についてお伺いをさせていただきます。

す。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 中河事務局次長、答弁。

○事務局次長（中河 渡君） お答えを申し上げます。

工事契約後変更があったかどうかということでございますけれども、13年度におきましては24件の工事を発注いたしました。そのうち17件が変更契約をしております。増額件数が11件、また減額件数が6件ございました。この主な理由といたしましては、地権者の希望あるいは当該箇所に既設物件等障害物による取付管の位置変更等による取付管の増減あるいは既存の道路占用物埋設状況、主に水道管でございますけれども、これらを守るために起因する人孔の位置変更というのが主な内容となっております。

なお、変更契約につきましては、変更状況の設計をし、当初の請負率により算出し、請負額を決定するものでございますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 金子総務課長、答弁。

○総務課長（金子久夫君） お答えいたします。

実質収支の関係でございますが、これにつきましては基本的には構成両市の負担金の額によって変化するというところでございますので、個々の両市の市ということであれば、実質収支比率だとか、そういうものを出して一応判断する材料になるわけなのですけれども、標準財政規模という一つの各市に与えられた規模の数字というものが組合には該当しておりませんので、そういうものが出せません。したがって、今回の組合のこの決算におきましては、両市の負担金で変化するというところでご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充でございます。

入札の件に関しましては、24件あって17件変更があるということで、ほとんど言ったら申しわけないのですけれども、変更があると。ただ、これは今ご答弁にありましたように、下水道事業ということがかなり影響しているのかなと。土の中に埋まっているもので、特に水道管等は大分古いものであると記録すら残っていないということで、掘ってみななければわからないという状況で仕事をされているとも伺っているので、そのたびに対応しなくてはいけないという事情はよくわかります。また、それについては、請け負った、入札して一番安い価格で落札した企業が、その割合でまた新たに設計をし直してやるということで整合性を図っているということも理解できます。ただ、そういった下水道事業についての特性もありますけれども、そういったことはこういった行政報告書等に一切記載されていないということについて、こういった質疑をしなければそういった事実がわからないということは問題があるのではないかとこのことを感じます。それについて、しっかりと公開をしていくべきではないかとこのことと、そういったたびにそういったご説明をちゃんとしていけば、下水道事業のそういった特性というものも、かえってそういうものが市民にわかりやすいと思えますけれども、その点についてご答弁をいただきたいと思えます。

あと、実質収支に関しましては、負担金を多くもらえば黒字になって、逆に余った事業費を、負担金を

返せばまた赤字になってというようなことで、実質赤字、黒字だけで一喜一憂できないというのはよく存じております。今さっきの中島議員へのご答弁から察しますと、事業自体はちょっと縮小傾向にあるというか、これは国の影響かどうかは答弁ございませんでしたけれども、そういった流れにあるのではないかというふうに危惧するわけですが、そういった低落傾向というか、そういった傾向は続くかというのかということについてお伺いさせていただいて、この平成13年度の決算のこの状況を見て、今後事業計画、今回案を示されましたけれども、それについての影響をどのように考えていらっしゃるのかについてお伺いをさせていただきます。

あと、極端な話をしましたら、事業自体が減っていると、仕事量が減っているというふうに感じましたら、民間であれば人減らしとかいう方向、行政改革という方向の圧力が当然強まってくると思いますが、その点についてどうお考えなのかについてもお伺いをさせていただきます。

○議長（高沢良夫君） 中河事務局次長、答弁。

○事務局次長（中河 渡君） お答えを申し上げます。

決算書の行政報告書につきましては、最終状況を記載し、理解をしていただくというふうに思っております。したがって、従来どおりの記載の方法でやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 金子総務課長、答弁。

○総務課長（金子久夫君） お答えいたします。

今後の下水道組合の事業費がどうなのかということですが、さきに国土交通省の方からも普及率90%を目指すということが出ております。当然今回の事業認可でも事業認可区域等を延ばしておりますので、これにつきましては計画的に事業費を作成いたしまして今後進めていきたいと思っております。それにつきましては、今後よりも多くなるかもわかりませんので、その辺は今後検討させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（高沢良夫君） 2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 再々質疑を行わせていただきます。

事業についての協議なのですが、当初資料が、入札されたりするたびにご報告があるわけですが、それと比較すれば変化しているというのは気づくかもしれませんが、同時に掲載するぐらいのことをやった方が親切ではないかというふうに感じますので、そこら辺は今後の検討課題としてご要望をさせていただきます。

あともう一点なのですが、事業ふえていると、これから計画として90%に向けてやっていくということですが、こういった場合に、そういった国としても90%を目指しながらも構造改革ということで歳入の面が危惧されるわけですが、そういった事業におきましては、そういった財政の歳入の確保に努められると同時に、各市の負担を求めているわけですが、負担を求めるときには両市民にしっかりとわかりやすい形で、納得のいく形でそういった負担を求めるようにしていただきたいと、こちらでも要望で結構でございます。

○議長（高沢良夫君） 12番、榊原京子議員。

○12番（榊原京子君） 榊原です。2点にわたり総括質疑をいたします。

1点目は、分担金及び負担金の9ページ、3受益者負担金についてです。条例によれば「受益者負担金は、5年に分割し徴収する」ものというふうに書いてあり、その徴収の期、4期に分けてとか、そういうのも書いてありますが、今分担金の徴収状況はどうなっているのでしょうか、それについてお尋ねいたします。

それから、先ほど松村議員の質問の中で放流水質についての質問がありましたけれども、答弁の内容は理解しましたが、できれば水質はなるべくよくして放流するというのが理想ではないかと思えます。それで、当組合の放流水質についての基準みたいなものがあるのかどうかお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（高沢良夫君） 浅見業務課長、答弁。

○業務課長（浅見邦男君） お答え申し上げます。

受益者負担金の収入状況でございますが、収入未済でございますが、一応これは40件の182万6,840円でございますが、8月末現在で職員の方が督促または請求をしまして、徴収できた件数が27件、61万470円が収入になっております。さらに努力して収納率を上げていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 吉田水処理センター所長、答弁。

○水処理センター所長（吉田文夫君） お答えします。

当組合の基準はございません。そのかわりに、ここに記載されております基準値というのが国で定められたものでございまして、これをクリアすることが基準となるかと思えます。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 12番、榊原京子議員。

○12番（榊原京子君） 受益者負担金については、一生懸命徴収をする努力をされているということは理解いたしました。条例の中には、一括納付は報奨金で最高20%が交付されるということ、それから延滞金もあるというふうに書いてありますが、これからまだ一生懸命徴収する27件については延滞金はどうなっているのでしょうか。

それから、水質についてですが、国の決めている水質汚濁法による基準によるということですが、この基準から言えばBODが25ということは、どぶ川みたいな、もしかしたらそんな状況なのかなというのが想像されます。もちろん下流の方でこれをまた飲料水として取水するという可能性もあるわけですから、できればなるべくきれいにして放流した方がいいと思えますので、そういう当組合の放流水質に関する基準値などもできれば設けていただくように検討してほしいと思えます。

1点です。よろしくお願いいたします。

○議長（高沢良夫君） 浅見業務課長、答弁。

○業務課長（浅見邦男君） お答え申し上げます。

受益者負担金につきましては、都市計画法の75条、それから坂戸都市計画下水道事業の受益者負担金条例に基づいて徴収させていただいているわけでございます。なお、延滞金については、地方税法によりますので、当然かかるというふうに解釈しております。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 12番、榊原京子議員。

○12番（榊原京子君） 確認ですが、当然かかるということで、それも含めて徴収しておられるのかちょっと確認したいと思います。

それからもう一点、一括納付の報奨金ですが、坂戸市は数年前に、これについては預金利率が非常に少なくなったということで廃止しておりますが、こういうことについて当組合ではどのように検討されているのかお聞きいたします。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 浅見業務課長、答弁。

○業務課長（浅見邦男君） お答え申し上げます。

現実に関今27件の対象になっている残りの約120万ですが、現在はその対象額になっておりませんので、しておりません。当然かかるようになれば、合算した形で請求をしていただく形をとろうというふうを考えております。

以上でございます。

〔議員の声〕

○議長（高沢良夫君） 浅見業務課長、答弁。

○業務課長（浅見邦男君） お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、都市計画法の75条、それから私どもの都市計画事業の受益者負担金条例に基づいておりますので、現在のところ、一括納付については20%、先ほど申し上げました坂戸市の税の方についてはその話を聞いております。現実に関私どもの方は、これは国が標準的に考えた政策でございますので、いまのところその延滞金を廃止しているというようなところは、私の調べた範囲では……。

〔議員の声〕

○業務課長（浅見邦男君） 失礼しました。報奨金については、現実にはしてあるということでございます。

ですから、多分県の方から、上級官庁の方からそういった趣旨が出てきたときに一括で考えるかなというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（高沢良夫君） 以上で平成13年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定に対するの質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

○議長（高沢良夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子。議案第10号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、私は日本共産党を代表し、不認定の立場からの討論を行います。

ただいまの平成13年度決算によりますと、下水道納入状況は不納欠損が164万8,354円、収入未済5,152万1,526円と市民生活の困窮度が増してきているというのがうかがえる状況でございます。また、普及率は

53.2%とやっと過半数を超えましたが、坂戸市60.8%に対し鶴ヶ島市40.6%と、石井終末処理場が完成して大きく前進したものの全国や全県平均から見ても及ばないのが実情です。そして、整備率が83.1%に対し、普及率の状況が大変悪いというのが特徴だというふうに思っております。

その問題点は何か、その一つといたしまして、バブル経済の崩壊後にもかかわらず人家の少ない新市街地への下水道の導入があると私は思います。今回の予算の中では、入西特定土地区画整理事業につきましても、ポンプ施設8億6,500万円を含む環境事業費を含め莫大な投資が国あるいは市によって行われました。しかし、平成14年4月1日現在整備率は非常に悪くて、工場誘致状況が60%、そして家屋が9,300戸の予定計画に対して657世帯と1割にも満たない現状というのが一つはあると思います。その上、執行当局は今後とも新市街地の下水道の調整地域などへの拡大を図っていくというふうにしていますけれども、この不況の中でこうした事業を示唆することは今後大変問題が残るということを指摘いたします。

二つ目には、公債費が今回15億6,528万6,000円と全歳出の37.8%を占めているということで、両市とも経常出資比率が非常に厳しい状況で財政が硬直化しているという状況があると思うのです。そういう状況の中で、こうした債務負担を重ねながらの大型工事というのは、やはり今、今後の計画面全体への懸念が債務の面でもされるというふうに指摘しておきたいと思います。

三つ目には、消費税の問題です。消費税を転嫁していない自治体がただいまの答弁でも上福岡市、白岡町などございますが、当市の転嫁によって3,800万円ほどの消費税が転嫁される。しかし、先ほど申し上げましたように、納められないという人が多数出てきている。生活に密着する、命の問題である水道や下水道というものについて、本当にこうした消費税を転嫁していいかということになりますと、やはり消費税はかけないという方向で推移するのが本来の地方自治体の責務であるということを指摘したいと思います。

四つ目には、入札の問題で、山中議員も指摘しましたけれども、入札の公表状況が非常に悪い中で、今回地方議員がいまだに入札に参加したり、あるいは落札していくということのモラルの問題がなかなか払拭できないというところに本下水道議会の特徴があると言っても過言ではないということを指摘したいと思います。

なお、現在でも市街化区域の50%近くの人たちが高い都市計画税や固定資産税を払いながら公共下水道を待ちわびても引かれていない、こうした旧市街地の市民への対策こそ優先させるべきことを申し添え、本決算を不認定といたします。

○議長（高沢良夫君） 次に、本案に賛成の者の討論を求めます。

田原教善議員。

○3番（田原教善君） 田原教善です。ただいま議題になっております議案第10号 平成13年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定につきまして、賛成の立場で討論を行います。

依然として低迷を続ける我が国の経済情勢のもと、この厳しい状況を反映して地方税収等が減少し、慢性的な財源不足が生じている中、快適な住環境の整備、災害の防止に資する下水道施設の整備促進に、当組合職員が全力で取り組んでおられることを私は評価したいと思います。

平成13年度事業実績を見ますと、公共下水道建設事業については、坂戸市並びに鶴ヶ島市の整備計画区域内の主要幹線及び面整備を進めて、処理区域の拡大に努力されました。また、都市下水路事業について

は、設計業務委託及び用地買収を実施されました。さらに、維持管理関係につきましては、公共下水道、都市下水路及び地域し尿処理施設の改修工事等を的確に実施され、維持管理の充実が図られました。一方、これらの事業の財源となる歳入につきましては、国庫補助金、地方債、下水道使用料等の確実な収入の確保に努め、構成市からの負担金を最小限にとどめる配慮と努力がなされました。

以上、申しあげましたとおり、各施策が適正に執行されていることを高く評価し、本案に対する私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（高沢良夫君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（高沢良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高沢良夫君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

ここで休憩をいたします。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（高沢良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高沢良夫君） 日程第5、平成14年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第1号）を定める件（議案第11号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） ただいま議題となっております議案第11号 平成14年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第1号）を定める件について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,295万円を増額し、歳入歳出予算の総額を41億6,995万円にしようとするものであります。

その内容を申し上げますと、まず歳出といたしまして、公共下水道事業費として汚水幹線及び雨水幹線事業の進捗を図るための委託料及び用地購入費等を措置するものであります。

次に、都市下水道事業費といたしましては、大谷川都市下水道用地について、地権者との交渉が調ったため、その諸費用について所要の措置を講ずるものであります。

以上、その財源といたしましては、組合債及び繰越金を充て、収支の均衡を図った次第であります。

次に、第2表、債務負担行為補正につきましては、公共下水道雨水全体計画の見直しを行うため、平成15年度までの債務負担行為を新たに設定するものであります。また、第3表、地方債補正につきましては、財源である地方債の限度額を変更する必要が生じたため、所要の措置を講ずるものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願いいたしまして、提案の理由といたします。

○議長（高沢良夫君） これより質疑に入ります。

8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子。質疑を行います。

今回の一般会計補正予算につきまして、先ほどの全員協議会でも説明があったのですが、事業認可の変更を示唆した内容での債務負担行為の設定、雨水全体計画策定業務委託事業ということであるというふうにご説明をいただいているわけなのですが、全体計画の122ヘクタールというのは、これは現在の市街地の見直しで、これは大変いいのではないかと思います。一つお伺いしたいのは、石井水処理センターにつなぐ北坂戸水処理センターが老朽化したということで総合幹線の計画ルートをつくるのだということなのかもしれませんが、このことによって現在の石井水処理センター、計画人口第1期2万7,520人というふうに定められておまして、計画処理能力が2万750立米/日というふうになりますが、これが老朽化してきているのはもう周知のとおりだけれども、もしものときにこれで現在の状況で処理が本当に可能なのかなというのが、ジョイントして処理が可能なのかなというのが私の疑問なのです。現在の坂戸、鶴ヶ島、北坂戸、石井、全部総合的に見まして、平成14年度で何人を見込んで、もし万が一になったらどういふふうにするのかというのが一つ。

それから、総合幹線の計画ルートで管径が1,000の口径というのですか、ということで非常に大きい管を使うと思うのですが、シールド工法などで事業を行うと思いますが、人家がないところを通るので、工事の経費はないと思うのですが、そこからつなぐということもないし、ただの管になるわけです。そこを通る管になるわけです。これは、どのくらい経費はかかるのかなというのを考えてしまったのですが、その点は当局としてはどういふふうな予定のもとにこの事業を行うのかということをお伺いしておきます。

戻って恐縮なのですが、歳出の公共下水道建設費で明許繰越なども行ってきて、多分公共下水道の用地の購入と下水道の設計業務委託料ではないかと思われませんが、この点についての答弁をお願いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 中河事務局次長、答弁。

○事務局次長（中河 渡君） お答えを申し上げます。

まず初めに、公共下水道の建設費の委託料の関係かと思われまます。これにつきましては、事業認可後におきまして脚折幹線あるいは鶴ヶ丘幹線がスムーズに事業が推進できるよう、ここで業務の委託をしよう

とするものでございます。また、雨水全体計画、これにつきましては、現在あります都市下水路を公共下水道として位置づけ、そのための流出係数等々を検討いたしまして、最終的にはポンプ場の計画を含めた全体計画の見直しをしようとするものでございます。この工事につきましての概算金額につきましては、まだ未定でございます。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子。再質疑を行います。

今答弁いただいたのですけれども、事業認可変更にあたっての総括予算のわけなのですが、これからの話はわかるのですけれども、ただいま質疑しました内容を具体的にこうなりますと、要するに北坂戸から石井処理場を結ぶ管の工事金額あるいは予定、あるいは各部署の計画をどういうふうにやっていくか、前は年次計画も出ていましたけれども、それと同時に石井水処理センターが、現在のところだと第1次だけだったので、2万7,000ということだと思うのですが、人口2万7,520人、これについて本当に大丈夫なのかというのを私は気にしているのですけれども、その答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高沢良夫君） 中河事務局次長、答弁。

○事務局次長（中河 渡君） それでは、事業認可に絡みます統合幹線につきまして若干ご説明申し上げたいと思います。

まず、基本的には将来にわたって北坂戸から石井の方へ流入下水を送水する統合幹線ということで今回認可に入れるわけでございますけれども、ご心配になっておりますその施設の能力でございますけれども、当然北坂戸から石井へ持って行く以前に、事業認可の拡大によりまして、もう一列水処理施設を増設する計画でございます。それによりまして、若干の能力に余裕があるということで、一時的にその統合幹線を利用し、北坂戸水処理センターの維持管理面で運用上効果的な方法を考えていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子。再々質疑を行います。

今答弁いただいたのですけれども、ちょっと納得できないのは、統合幹線の計画ルートというのは、それでは石井水処理センターの第2次増設が完了すれば要らなくなるというものなのですか、そうではないとは思っただけけれども。そうなりますと、もう少し人家の密集した地域できちっとそこから集水できるような、そういうものをつくった方が畑の中を通すよりいいのではないかなと私たちはいつも考えるのです。いわゆるむだに通すということではなくて、人家の張りついているところの人たちもきちっとその恩恵にあずかれるような、そういう配線が望ましいのですけれども、早くやるということについては、結局むだな投資をして、そこで北坂戸水処理センターが早く壊れてしまいそうな気がするということだったら、現在の2万7,500の容量がないのではないかと私は現在のところ思うのです。両方を足して収納するほど容量があるのですか。その辺がすごくひっかかるのです。その点をもう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高沢良夫君） 中河事務局次長、答弁。

○事務局次長（中河 渡君） 統合幹線につきましては、あくまでも将来を見据えた幹線でございます。したがって、最短距離で石井の方へ接続できる方法、最少経費で行えるというようなやり方を検討を……。

〔議員の声〕

○事務局次長（中河 渡君） わかりました。では、まず北坂戸の現状から申し上げたいと思います。

北坂戸水処理センターにつきましては、水処理系が3系ございます。そのうちの1系につきましては、昭和48年に公団絡みで設置したものでございます。これにつきましては、平成5年度石井水処理センターの完成に伴いまして、流入量が一部石井の方へ行くということで一部休止をしている状態でございます。今現在処理しているのは、2系、3系の水処理施設で処理をしているところでございます。これにつきましても相当年数がたっておりまして、施設のオーバーホールあるいは更新等をしていかななくてはならないということで、今2系の約3分の2ほど水量が入っております。その1系を更新をしようとした場合に、その流入下水、約2,000トンぐらいになるのですが、その流入下水を切り回さなければならないということで、当初北坂戸の今休止をしている1系、これを直してそれに対応しようということで検討いたしましたけれども、これが9億から10億円ぐらいかかるということでございます。

将来を考えた場合に、北坂戸水処理センターも老朽化していくということを考えて場合に、最終的にどのような方法でそういうことを検討していかなければならないかということで検討いたしましたところ、将来において石井水処理センターの方へ流入下水を一部持っていきまして、まず今現在ある施設の改修をしようということで考えたわけでございます。統合幹線1,000ミリということでございますけれども、これにつきましては将来、今考えられますのは施設としての耐用年数は北坂戸水処理センターにおきましては50年が耐用年数と言われております。したがって、それを考えた場合には、平成45年が統合するのが最適であろうということでありますけれども、それでは相当期間がかかってしまうということであります。それを何とか前倒しできないだろうかということで、残存物件等を考慮して、平成30年度、このぐらいには何とか統合できるのではないかと。したがって、統合幹線につきましては、そういった次元の幹線でございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（高沢良夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（高沢良夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（高沢良夫君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（高沢良夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



◎一般質問

○議長（高沢良夫君） 日程第6、一般質問を行います。

通告者は3人であります。順次質問を許します。

10番、西村武次議員。

○10番（西村武次君） 10番、西村武次です。議長の許可をいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

長引く経済不況、雇用不安、金融不安の続く中、大変厳しい財政運営の状況にあると思いますが、両市にとっても下水道施設は、市民が健康で文化的な生活をする上で必要不可欠な都市基盤施設であり、その整備はまさに急務であると考えます。そこで、事業認可拡大を含めた次の4点について質問させていただきます。一つ目といたしまして、今年度事業の見通しについて。二つ目、15年度事業予定について。三つ目、事業認可拡大について。4番目、水洗化へのPRについて。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（高沢良夫君） 吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君） 西村議員さんの一般質問にお答え申し上げます。

最初に、今年度事業の見通しについてでございますが、公共下水道事業につきましては、平成14年度の幹線管渠工事としまして、関間四丁目から鶴ヶ島市道第3号線に接続します脚折第1幹線約370メートルの工事を予定しておりまして、現在発注に向けて準備を進めているところでございます。また、面整備工事につきましては、大字五味ヶ谷、上広谷、下新田、脚折地区の1,192メートルを予定しておりまして、現在まで五味ヶ谷地区の618メートルが完了しており、既に発注済みの工事が1本ございます。残りの工事につきましても、年度内完成を目指して目下進めているところでございます。さらに、私道対策工事11件のうち既に10件の工事が完了しておるところでございます。

次に、大谷川都市下水路関係でございますが、過年度より進めてまいりました圏央道重複部分に係る国土交通省関東地方整備局との協定書も6月28日付で締結し、現在は東武東上線の鉄道横断に係る工事委託を東武鉄道株式会社と締結すべく協議を進めているところでございます。また、圏央道重複部分より下流に当たります箇所につきましても、発注に向けて準備を進めているところでございます。舗装復旧工事も含め、工事の進捗状況につきましてはおおむね順調に進捗しているところでございます。

次に、15年度の事業予定でございますが、平成14年度に引き続き事業を実施していきたいと考えておりまして、公共下水道の幹線工事につきましては、鶴ヶ丘幹線、脚折第1幹線、浅羽第1幹線を引き続き進めていきたいと考えております。また、新たに北坂戸水処理センターと石井水処理センターを結ぶ統合幹線及び関間地内の雨水脚折幹線の委託業務を予定しているところでございます。面整備につきましては、関間地内の一部、大字上広谷地内の一部を整備していくとともに、私道対策工事、舗装復旧工事につきましても前年度同様進めていきたいと考えております。

また、大谷川都市下水路につきましても、本年度に引き続き圏央道と重複するまでの区間を実施することとし、さらに圏央道重複箇所及び東武東上線の鉄道横断箇所の工事についても、国土交通省大宮国土工事事務所及び東武鉄道株式会社に今年度に引き続き委託し、工事の進捗を図る考えでございます。

なお、構成両市とも財政的に非常に厳しい状況下でありますことは十分認識しております。したがって、できる限りの国費をいただきまして、各事業の進捗を図れるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、事業認可区域の拡大でございますが、ご高承のとおり、現在の事業認可期間は平成14年度までの期間であります。順調に整備が進んでいるところでございます。引き続き事業を実施するため、事業認可の拡大を図るべく埼玉県と協議をしながら準備を進めてきたところであります。埼玉県では上位計画である荒川流域別下水道整備総合計画を国へ申請中であり、国の同意が得られなかったため事業認可変更の申請ができない状況でございました。しかしながら、この同意が平成14年7月31日付で関東地方整備局から県へ得られた旨の通知があり、県から当組合には平成14年9月12日付で通知があったところでございます。現在県において荒川流域別下水道整備総合計画の図書を作成したところでありまして、当該図書配布後に事業認可変更の申請をしていただきたいとのことであります。このことから、当組合としては、事業認可の変更承認を今年中に取得できるよう県と協議し、平成15年度の事業に支障のないように進めてまいりたいと考えております。

事業認可変更の内容につきましては、坂戸市においては関間一丁目の一部、二丁目、三丁目、四丁目の一部を合わせて27ヘクタール、鶴ヶ島市においては大字上広谷、鶴ヶ丘、太田ヶ谷の各一部を合わせて84ヘクタール、星和、若葉台団地11ヘクタールの合計122ヘクタールの区域拡大を考えており、事業認可面積1,372.6ヘクタールから1,494.6ヘクタールになる予定でございます。幹線としましては、北坂戸水処理センターから石井水処理センターへ結ぶ統合幹線を新たに追加しようとするものでございまして、なお事業認可期間につきましては平成14年度から20年度の7年間を予定しております。

次に、水洗化へのPRの関係でございますが、水洗化のPRにつきましてはいろいろな機会をとらえてPR活動をしているところでございますが、公共下水道工事の地元説明会におきまして水洗化パンフレット等を配布し、説明を行い、工事完成後処理区域となったときには地元自治会長さんや区長さん等に説明をし、回覧により宅内の接続をお願いしているところでございます。また、職員の個別訪問等を定期的に行い、公共下水道への接続について依頼しているところであります。さらに、私道対策工事につきましても、地元議員さん等のご協力をいただき、早期に実施するとともに、毎年9月10日の下水道の日に伴い、水洗便所改造相談所を設け、地元住民の方々のご理解を得られるよう努力しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 10番、西村武次議員。

○10番（西村武次君） 10番、西村です。再質問をいたします。

事業認可につきましては、全員協議会の席で示されまして、それとただいまの説明によりまして大変よくわかりました。そうしまして、その認可の目安、15年度に間に合わせるということですが、大体の目安がわかれば示してほしいと思います。

それと、水洗化へのPR、地域によっては、処理区域の中で進んでいるところと進んでいないところ、

それからPRの仕方等、わかる範囲でご説明をいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君） お答えします。

事業認可の取得時期等の質問だと思いますが、早くて年内中、遅くても14年度中には取得をして、15年度事業に支障のないよう進めていきたいと考えております。

また、水洗化のPRの関係でございますが、職員の個別訪問により実施しているところでございますが、特に借家等の場合には、管理会社や大家さんと連絡をとりまして、早期の接続をお願いしておるところでございます。あわせて、指定工事店へも積極的に水洗化PR等を行うよう指導しているところでございます。いずれにいたしましても、今後も水洗化のPRにつきましては、下水道施設の有効利用を図るため、下水道の接続について粘り強く普及活動をしてまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 10番、西村武次議員。

○10番（西村武次君） 10番、西村です。大変丁寧なご答弁をいただき、おおむね了解したわけですが、厳しい情勢かと思いますが、投資効果を高める工夫をし、早期に整備の推進が図られるよう、また住民への十分な説明や引き続き水洗化促進のための制度や充実、また活動にご努力を要望し、私の一般質問を終わります。

○議長（高沢良夫君） 次に、8番、松村和子議員、お願いします。

○8番（松村和子君） 議長の許可をいただきましたので、8番、松村和子、一般質問を行います。

最初に、公共下水道事業計画見直しについてということですが、再三にわたって今出てしまいましたが、通告に従いましてお願いします。

アメリカの同時テロから1周年、アメリカのイラク攻撃が国際政治の焦点となり、これに反対する国際世論が大きく広がる中で、小泉首相は対米協力を表明し、孤立を深めています。アメリカへの戦争協力をさらに強めるため、有事法案の成立を秋の臨時国会で成立させようとしていますが、内部に反対もあり、断念という記事も載っております。アメリカのIT不況や企業の会計粉飾不祥事は、日本の長引く不況に拍車をかけています。日本経済は危うい状況で、地方自治体の債務は190兆円とふえ、地方自治体の財政状況も大変厳しくなっています。しかし、公共下水道導入は、地域環境整備に欠かすことのできないものであり、市民の期待も大きく、待ったなしの事業にもなっています。

そこで、お伺いいたします。(1)、下水道事業認可協議は現在どのように進んでいますか。二つ目には、事業期間予定面積122ヘクタール総事業費、国、県の補助の予定についてお伺いします。三つ目には、両市の要望内容と協議の状況についてお尋ねしておきたいと思っております。

二つ目の大きな質問です。都市下水路対策についてということで、21世紀は環境の世紀とも言われるほど地球環境は汚染され、悪化を招いてきました。幸いにして埼玉県内でも清流を保ち、その伏流水は市民の飲料水ともなっている高麗川に、埼玉医科大学日高キャンパスゲノム医学研究センターの排水を流そうとしたのに対し、市民の放流中止運動と議会での一般質問に執行当局が対応し、中止することができました。地域にとって小河川ではありますが、大切な、高麗川は小河川ではありませんけれども、高麗川、そ

して先ほど言いました小河川の飯盛川、大谷川の清流を取り戻すということは非常に重要なことだと思っております。

そこで、伺いたいします。(1)として、流域の公共下水道の普及状況と進捗状況について。2番目には、自然を残す都市下水路の整備で緑と清流を取り戻す対策について。三つ目には、ユスリカ対策はぜひ自然の方法で行ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。四つ目には、下水道残余地の植樹について。

三つ目の大きな問題に入ります。入札と施工状況についてということで伺います。(1)、入札と談合問題に対する対応について一つは伺います。(2)、入札者の施工台帳の写しの提出状況と下請状況について、公契約条例の制定と公共工事入札契約適正化に伴うその後の状況について伺いたいと思います。三つ目には、建退共制度の徹底について、どういう状況になっているか。

ということで、以上、大きな項目では3問について質問したいと思います。よろしく伺いたいします。

○議長(高沢良夫君) 吉田事務局長、答弁。

○事務局長(吉田勝己君) 松村議員さんの一般質問にお答え申し上げます。

最初に、事業認可協議の進捗状況でございますが、先ほど西村議員さんにご答弁申し上げました内容と重複いたしますが、埼玉県では上位計画である荒川流域別下水道整備総合計画を国へ同意申請をしております。去る7月31日付で同意が得られた旨の通知があったところでございます。現在県において当該整備計画の図書を作成しているところでございまして、県から組合に図書配布後に申請をする予定でございます。

次に、事業認可拡大に伴う事業費でございますが、あくまでも超概算金額で申し上げますと、管渠費で約80億円程度想定されます。その60%が補助対象事業費でありまして、補助率は2分の1でございます。なお、県費補助はございません。

次に、両市の要望内容と協議状況についてでございますが、このことにつきましては去る平成12年8月30日付で構成両市へ下水道事業認可区域拡大について依頼したところ、同年の9月12日に回答をいただいたところでございます。坂戸市では4地区118.1ヘクタール、鶴ヶ島市では6地区201.4ヘクタール、合計319.5ヘクタールのご要望がございました。その後、構成両市及び組合と種々協議を重ね、優先順位等事業の実施可能な範囲を検討するとともに、県の指導をいただきまして、最終的には先ほど申し上げましたとおり、坂戸市においては27ヘクタール、鶴ヶ島市においては95ヘクタールの合計122ヘクタールの区域拡大となったところでございます。

次に、流域の公共下水道の普及状況と進捗状況についてのご質問でございますが、都市下水路流域ということでお答えいたします。13年度末における飯盛川都市下水路流域関係につきましてはの公共下水道普及状況は、行政人口10万8,257人に対し処理人口7万2,361人、普及率66.8%であります。大谷川都市下水路関係につきましては、行政人口2万6,345人に対し処理人口1万3,831人で普及率52.5%であります。また、都市下水路ではありませんが、浅羽第1幹線流域関係につきましては、行政人口1万251人に対し処理人口7,171人で普及率70%であります。なお、両都市下水路等流域における進捗状況でございますが、飯盛川都市下水路流域関係につきましては、整備計画面積1,201.6ヘクタールに対しまして920.9ヘクタールが完成し、率にしますと76.6%であります。大谷川都市下水路関係につきましては、整備計画面積341.6ヘ

クタールに対し237.9ヘクタールが完成し、率にしますと69.6%であります。また、浅羽第1幹線流域関係につきましては、整備計画面積171ヘクタールに対し151ヘクタールが完成し、率にしますと88.3%となっております。

次に、都市下水路の関係でございますが、ご高承のとおり、都市下水路につきましては、下水道法に基づきまして主として市街地における雨水の排除を目的とし、また浸水被害を防止するために必要な都市施設でございます。その構造につきましては、開渠を原則としておりまして、都市下水路の設計基準に基づき、下流から逐次整備を行っているところでございます。したがって、現在の認可上では自然を残す整備につきましては難しい状況でございます。

次に、清流を取り戻す対策とのことでございますが、両都市下水路とも公共下水道の普及によりまして水質は以前に比べよくなってきておるところでございます。しかしながら、公共下水道が整備されていない地域では、家庭の雑排水が側溝を経て流入している状況でございます。これらの対策として、両市でも合併浄化槽の普及など水質保全の必要性を打ち出しているところでございます。ユスリカ対策と同様、水質悪化のもとを改善しなければならぬと認識しておるところでございます。

次に、ユスリカ対策の関係でございますが、何回となくご答弁を申し上げておりますが、ユスリカが発生できない環境づくりが大切でありまして、両市におきましても広報等により合併浄化槽の普及など水質保全の必要性を呼びかけており、組合といたしましても公共下水道の整備を進めるとともに、処理区域内においては公共下水道の接続替えを推進したところでございます。しかしながら、都市下水路に面した地域では、被害の程度の違いはあると思いますが、既に影響を受けているところもございまして、両市においても即効性や効率性を考慮し、薬剤散布を採用し、両市の依頼を受け、当組合で現地調査を行い、ユスリカの発生状況を確認し、薬剤散布を行っている状況でございます。ユスリカの駆除には、発生源対策である幼虫対策が最も効果的で、幼虫の駆除方法としては薬剤の散布が一般的であります。そのほかには、幼虫をえさとして捕食するコイを坂戸市で放流しておる状況でございます。

次に、植樹についてでございますが、都市下水路の管理用道路は3メートルでございます。その内側に転落防止のフェンスが設置してありまして、通行部分は2.5メートル程度でございます。緊急車両やパトロール車両、工事車両の通行を考えますと、植樹のスペースは不可能な状態でございます。また、東坂戸団地の大谷川には、管理用道路の外側に桜並木がありますが、この桜の根が管理用道路の舗装部分を持ち上げて通行上危険な状態でありましたので、平成13年度に51カ所を掘削し、根を取り除いた経緯がございます。したがって、現況の幅員を考えますと植樹するためにはそれなりの用地確保が必要になるため、現状の計画では困難であると考えております。

次に、入札と談合問題に対する対応についてでございますが、申すまでもなく談合や威力等による入札妨害は入札制度の根幹を揺るがす行為であります。当組合では、このような違法行為の防止策として、坂戸、鶴ヶ島下水道組合建設工事等暴力団排除措置要綱及び談合情報マニュアルに基づきまして、警察等の関係機関との連絡をとり、適正に対処をしているところであります。今後におきましても、談合防止の啓発活動を積極的に行い、対処してまいりたいと考えております。また、入札に対する対応でございますが、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律にのっとりまして取り組んでいるところでございます。

次に、施工台帳の写し等 2 番目の質問でございますが、ご高承のとおり、平成13年 4 月 1 日より公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が施行され、発注者に毎年度発注見通しの公表、入札、契約にかかわる情報の公表、施工体制の適正化、不正行為に対する措置等が義務づけられたところであり、当組合におきましても法律にのっとり、逐次事務を進めているところであります。

ご質問の施工台帳の写しの状況につきましては、組合の規程におきまして、受注者は下請代金の総額が 3,000 万円、建築一式工事にあつては 4,500 万円以上となる場合に、施工体制台帳を作成し、その写しを組合へ提出しなければならないとなっております。13 年度におきまして該当工事は 1 件で、受注者より提出済みでありまして、14 年度におきましては該当工事は現在のところない状況であります。また、下請人の状況につきましては、元請人が受注した工事を下請負人に施工させようとするときは、当組合の元請、下請関係合理化指導要綱に基づき、下請負人通知書を組合に提出させ、指導をしているところでございます。いずれにいたしましても、入札契約適正化法 12 条の規定により、一括下請負、いわゆる丸投げが全面的に禁止されたところであり、当組合といたしましても適正な業者指導に努めてまいりたいと考えております。

また、公契約条例の制定についてでございますが、公契約条例は地方公共団体が発注する建設工事に従事する労働者にその対価が公正に配分されるとともに労働時間等労働条件が確保され、工事の質が確保されるようにすることを目的としており、現在約 60 カ国が法制化しておりますが、日本にはまだない法律であります。したがいまして、今後国等の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、建設業退職金共済制度でございますが、昭和 39 年に中小企業退職金共済法に基づき、建設現場に働く期間雇用者に退職金制度を普及させることにより、労働者の福祉の増進を図り、建設業の振興に寄与するため創設されたもので、建設労働者を雇用する事業主が共済に加入し、労働日数に応じて証紙を労働者の手帳に張りつけ、労働者は建設業を退職したときに一定の退職金を受け取ることができる制度であります。当組合の状況につきましては、平成 12 年度より契約金額 500 万円以上の建設工事を締結した受注者に対し、契約締結日より 1 カ月以内に建設業退職金共済証書購入状況報告書の提出を義務づけているところであり、現に提出されておりますので、誠実に履行しているものと認識をしているところであります。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 8 番、松村和子議員。

○8 番（松村和子君） 8 番、松村和子、再質問を行います。

まず、一番最初の公共下水道事業の見直しについてでございますけれども、この中身について云々ということではなくて、両市の要望と協議がどうかというのが気になったものでお伺いしましたところ、坂戸が 4 カ所で 118.1 ヘクタールが今の現状で、鶴ヶ島が 6 カ所で 201.4 ヘクタールとまだまだ非常に残っている中での絞り込みということで、坂戸市 26、鶴ヶ島 95 ヘクタールということで今回の当面の見直しと、事業認可の変更ということになったという全容がわかったわけなのですが、いずれにいたしましても経済の不況の中での見直しということでは、今回の見直しは一定度市街化区域の必要なところということでの見直しであったということで、その点は評価したいわけなのですが、まだこのほかに市街化区域にもかかわらず見直しから残ったところ、調整地域を市街化区域に編入して開発したところというのはもうやむを得ないと思うのですが、そういう箇所が漏れているところはなかったのかどうかというのがちょっと気になったので、その点を答弁お願いしたいというふうに思います。

また、これだけでも総事業費80億を、予定ですけれども、見込まれるということで、公共下水道事業にかかる経費というものは非常に多額になるわけで、両市の硬直化した財政の中から歳出していくということで、国の方の補助金の問題もひっかかってくるわけですが、60%の2分の1補助金ということですが、そうした見通しも踏まえて今回事業計画を組んだというふうに思いますが、そうしたお金の面からいった事業計画としては、当局としてどう評価して、今後この歳入についてはほぼ大丈夫ということで見込んでいると思うので、その辺の答弁をいただきたいというふうに考えます。

次に、2番目の都市下水路の対策についてでございます。この問題につきましても、私も何回も質問しているわけですが、確かに都市下水路というのは都市の中の排水というふうに考えられてきたわけです。法律もそのようになってきているということは私も承知はしているのですけれども、やはり都市下水路というのは生きていると思うのです。水がまだ地中から出てきているところもあるかもしれません、流域によっては。しみ出てきているところあるいは排水がまじっているところ、いろんなケースがありますが、一つには確かに公共下水道を100%普及させて、すべて都市下水路には汚水とか排水が流れ込まないという対策が一番望まれるということと、もう一つは流域における大手の食品会社や企業の水質の問題というのと二つに分けられると思うのです。一つは、流域下水道が推進すれば、それはなくなるのですけれども、まだまだ70%から60%台ということで全部がつかないでいるわけではありませぬので、いろんな問題が起きると思いますが、企業の方はいろんな規制を設けないと水質が結構悪いという状況が、うちの方でも調査したところで、環境行政坂戸市もやっておられると思うのですが、上流に比べて水質がやや悪いというような流域が、結構そういった面が出るわけです。やっぱり規制を加えていくというのですか、それをなくして水質の浄化もあり得ないというふうに思うのですが、そうした流域の水質を保全するための規制をかけていくというお考えがあるかどうかということが一つ。その二つを答弁をお願いしたい。

三つ目のユスリカの対策なのですけれども、やっぱり何度も申し上げておりますように、薬剤、埼玉環境衛生株式会社に随意契約で380万1,210円、私今の不況の中で歳出する額としては結構多いと思うのです。薬剤が1,104キログラム、作業日数11.5というふうにユスリカ対策では書いてありますけれども、これだけやってユスリカが対応できないということになれば、やっぱり一面では薬に強くなってしまいうわけです。いろんな虫でも何でもどんどん、どんどん薬に強くなってしまいうわけで、我々人間は自然に返って、その中で自然の輪廻によって対応していくというのが一番望ましい場合が多いわけで、そういう水質の管理や対策を考えていく時期に来ていると思うのですけれども、この点いかがですか。薬をまいたら本当にいなくなるというのではなくて、薬を毎回こういうふうに使っても、使っても市民から苦情が来るというのが現状なのです。ということは、やっぱり問題があるからなので、それは改善する必要があるというふうに考えるわけですが、ご答弁をお願いしたいと思います。

また、植樹については確かに狭い面もあります。だけれども、流域によっては木を植えたり、草花を植えたりいろいろやっています。護岸が全部セメントで覆われているというところが問題なので、前にも申し上げましたように、都市下水路でもいよいよ変わってきて、唯一の自然体というのかな、都市の中の空間になりつつあると思うのです。坂戸、鶴ヶ島でも。確かに桜の根が張るとか、何の根が張るとか、いろんな樹木を植えると生きていますから、問題は出てくるとは思うのですが、やっぱり環境を守るという点で何らかの対策が必ずとれるのではないかと考えていつも下水道の両側を見て歩いているので、何とか

なる面もあるかなというふうに思っているのですけれども、これはやる気があればできるというふうに思いますけれども、ご答弁をお願いしたいと思います。

最後の三つ目の入札と施工状況についてでございます。一つは、最近川越市でも談合問題が発生しまして、その前にもまた違ったところでもやりました。そうした談合問題が発生したときに、当局としてはいわゆる何カ月凍結とか発表されます、6カ月ぐらいとか。それに従って、この組合でもちゃんと発注しないというふうになっているかどうか、そういう点をひとつ伺っておきたいと思っております。また、いつもお伺いしております日本下水道事業団の明電舎の談合問題で、住民オンブズマンから摘発されて係争になっております問題についても、どのような状況であったかということについてお伺いしておきたいというふうに思います。

二つ目の施工台帳の写しについては、3,000万以上4,500万の建設部門ということで規定があるということで、それ以下のものは出させていない状態ではないかと思いますが、ぜひ施工台帳の写しというのを出させて、下請から、私がいつも調査するのは4請けぐらいまで来てしまうので、そういうことのないように、丸投げのないように、これはなす問題なので、そうした施工台帳の写しを以下の事業でもぜひ出させてもらいたいというふうに思います。また、公契約条例というのはすぐはできないと思っておりますが、下請、2請けになってきますと、労働者に払う賃金というのがすごくたかかれたり、手直しもできないような状況になってしまうわけです。そういうことのないように、ぜひ元請に対して指導していただきたいし、下請の状態がどうなっているのかということについても調査を入れていただきたいというふうに思いますので、答弁をお願いしたいと思います。

建退共の制度、建設退職金共済制度についての徹底については、前々から何回か一般質問、この入札問題はやってきましたけれども、最初から見ますと一定の前進があるというふうには思いますけれども、証紙を張る請負代金も当局で出しているわけですが、組合で、税金を使って出しているわけなのです。ところが、それが張られないということが問題なので、台帳にきちっと張られてあるかという確認も本来ならば、請負金額出す以上、そこまで労働者の待遇の管理をする必要があると思っておりますので、できているのかどうかということでご答弁をいただいております。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君） お答えいたします。

最初に、認可の拡大要望の見直しから残ったところでございますが、鶴ヶ島市におきましては南西部開発のところにつきましては残っておりますのでございます。

続きまして、要望に伴います財政計画といいますか、財源の関係でございますが、ご答弁申し上げましたとおり、7年計画ではございますが、あくまでも7年で全部できるとは予想しておりません。といいますのは、今後国庫補助がどのくらいついてくるか、それによって決まってくるので、構成両市の負担金等を合わせ、毎年度年次計画を立てて進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

次に、流域の水質の関係でございますけれども、水質保全等の質問をいただきましたが、当組合の事務につきましては、水質保全までの事務はいたしておらないのが現状でございます。

都市下水路の関係につきましては、下水道法28条によりまして「都市下水路管理者は、当該都市下水路

の機能を十分に維持するよう管理しなければならない」と規定されておりまして、基本的には構造物の管理及び流下能力の確保であるわけでございます。そういった中でユスリカ対策の関係でございますが、先ほどもご答弁を申し上げましたが、基本的には水質悪化のもとを改善しなければならないというふうに考えておるわけでございます。しかし、既に影響を受けている地域もございますので、構成市とどのような方法がよいのか今後も検討していきたいというふうに考えております。

次に、植樹の関係でございますが、先ほどもご答弁を申し上げましたが、いかにせん植樹をするための用地がないわけございまして、現状では非常に困難であると考えております。

次に、施工体制の適正化の関係でございますが、先ほど申し上げましたとおり、受注者の現場施工体制の報告をいただくとともに、発注者におきましては現場の点検等を行っていきたくと考えております。

次に、日本下水道事業団と明電舎に対する対応についてでございますが、さきの6月定例会においてもお話をいたしました。3月27日に28回目の公判におきまして却下する旨の判決が出たところでございます。その後、東京高等裁判所に控訴され、11月13日に第1回の公判が行われるようでございます。今後につきましては、状況を注視してまいりたいと考えております。

なお、損害賠償の関係につきましては、今まで申し上げましたとおり、住民代理請求訴訟の動向を見守ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子、再質問をいたします。

まず、1番目の問題ですけれども、今回は市街化調整地域を編入して開発した市街化区域というのは後回しということでは、やむを得ないのではないかと、結構ではないかと思っております。その中で、財源の見通しも厳しい中で年々計画していくのだというようなことではございますけれども、今までの事業計画の変更に当たりましては年次計画書が必ずついてきたのです。年次的にこういうふうな事業を行っていくのだというふうにあらわされたのですが、今回は何もないわけ、いつどこでということはないわけで、年次計画はいずれいただけるのでしょうか。どこが何年になるのかということで答弁をお願いしたいと思います。

二つ目の問題ですけれども、都市下水路の問題については、確かに下水道の管理ということでの今の法律の範囲内のことというのは私もよくわかっているつもりではございますけれども、でもやはり用地、敷地というのは下水道組合の管理下に置かれるわけですが、水も水路もすべてが。そうなりますと、市町村で一定程度草刈りとかやりますけれども、基本的な立場で下水道組合の方で旗を振っていただかないと、例えばこういう点でという、残有地がないとおっしゃいますけれども、全部が細いわけではなくて、非常に細いところもありますけれども、ああ、これなら大丈夫かという地域もありまして、積極的に市が管理をしてでも、できればこういう点はやっていいですよとか、そういうふうになった方がいいのかなと答弁を聞いて思ったのですけれども、あくまで用地は下水道、これは下水道組合だから市町村では手はつけられないのだということではないと思うのです。そこが一つ。

ユスリカの対策についても検討をするということで答弁が出ましたが、私も今回本当ならばどこかになにかしらということで調べる予定だったのでございますけれども、一つは前々から言いましたボカシはありますけ

れども、ほかにもやっぱりユスリカ対策をもう少しやっているところもあると思うのです。そういうところを調査していただいて前向きに、薬剤散布だけにこだわらずユスリカの対策ができるような、そういう方法を考えていただきたいというふうに思いますので、答弁をお願いします。

最後の入札と施工状況についてですけれども、一つ、要するに入札の執行状況の中で問題があったときに対応はどうかしているのでしょうかということについて答弁が出なかったのです。最近また談合追及を強めようというので、オンブズマンが自治体に監査請求して自治体にこうむった損害を取り戻すプロジェクトということで、1年以上たつと今までできなかったのが、法律によって、最高裁がことしの7月、公共工事の談合についての監査請求は請求期限の適用を受けないということで、いつでも摘発できることになったのです。そういうことで全国的にこれをやるというような報道も見られます。そういう中で、こういう談合問題を初めとする入札問題というのは、シビアに当局も、決算でも山中議員の方からも出ましたけれども、詳しく入札の中身の提示というのではないのです。それに、1回、1回の入札についても、どの業者がいつ落札というの、小さい工事についてなかなかまだ議会に公表されてはいないと思いますので、そういう点も含めて、その都度の、大きいものだけではなく公表していくような、そういう体制も公開条例がしかれる中でぜひお願いしたいと思いますので、ご答弁をよろしくお願いします。

○議長（高沢良夫君） 吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君） お答え申し上げます。

認可関係のいわゆる事業費等の年次計画の関係でございますが、これにつきましてはこれから申請をするということで、認可を取得した段階で発表といいますか、お話の方をしていきたいというふうに考えております。

それから、ユスリカ対策の関係でございますが、基本的には公共下水道の整備に努力していきたいというふうに考えておるわけでございますが、この関係につきましては今後構成市と協議していきたいというふうに考えております。

次に、入札の公表の関係につきましては、現在すべての工事につきまして公表をしておるところでございます。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充です。議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまより私の一般質問を行わせていただきます。通告に従いまして質問させていただきます。

有用微生物群、イフェクトマイクロオーガニズム、EM菌を利用してさまざまな環境対策があります。沖縄県具志川市は、市の施策としてEMによるまちづくり推進プロジェクトチームが発足し、これはもう既に市の看板事業として行われているそうですけれども、その市立図書館の下水処理にEMを実際に活用している実績等もございます。

1として、EM菌、EMの効用について、組合としてどのようにお考えでしょうか。

2、組合としてこのEMを活用された実績はありますか。特に最近では川の浄化運動、また水質改善等に、市民が米のとぎ汁とEM菌により発酵液をつくり、直接川や池、また家庭の流しやトイレ等浄化槽等に流すことによって浄化を図る市民運動が、三重や京都府を初めさまざまな地域で活発です。組合

の施策として実績の面を考慮すると、いきなりEMを終末処理場に導入する等は難しいことと思いますが、そのような市民のEMを使った自主的な環境運動等の手助けをすることは、下水道組合としても必要ではないでしょうか。

3として、蛍の育成は組合の環境PRの一つですけれども、EMによる環境運動啓発の学習セミナーなど、もう一つの柱として取り組むことはできないでしょうか。4として、そのためにEMの原液や、そのえさになる糖みつなどの配布を同様に市民の環境意識啓発のために行えないでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（高沢良夫君） 吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君） 山中議員さんの一般質問にお答え申し上げます。

1点目のご質問でございますが、ご高承のとおり、EMは琉球大学農学部、比嘉照夫教授により発見され、「有用」と「微生物」の略語で有効な微生物群という意味であると認識しております。その効用は、土壌に使用すると植物にとっての理想の土をつくり上げ、植物に使用すると健康で病害虫に強くなり、予防にも役立ち、水に対して使用すると汚水浄化、水質改善、その他あらゆる方面で有能な可能性があると言われております。近年各地でEM菌を使用したさまざまな取り組みがなされ、その中に環境対策、水質浄化もあるようでございます。しかし、このEM菌がなかなか社会的に受け入れられないのは、専門家の中にも必ずしも肯定的な意見でなく、また化学的に証明されていないからであるとも言われております。また、EM菌の使用につきましては、閉鎖性水域、沼とか池とか湖等の水質浄化などの観点から行われていると聞いておりますが、都市下水路など不定水量の流れの中では、EM菌の使用水量、使用効果、効果の持続性の問題等確かなデータがない状況でございます。

なお、組合としましてはEMを活用した実績はございません。

次に、3点目のご質問でございますが、水処理センターにおける蛍の育成につきましては、公共下水道普及促進による水環境改善をPRする目的で昭和60年度から準備し、平成3年度第1回蛍観賞の夕べを開催し、以後毎年多くの市民の方々の来場をいただいております。また、もう一つの水環境改善をPRする目的としまして、本年度は植物の光合成の原理を利用し水の浄化を図るといふ、NPO団体が千葉県の印旛沼で実施している中国野菜のクウシンサイを石井水処理センターで栽培し、坂戸市の環境部局と協議し、浅羽雨水第1幹線の下流部、中富樋管上流部に実験的にいかだを設置したところでございます。ご質問のEMによる環境運動啓発の学習セミナー等でございますが、構成両市の環境部局とともに研究できればよいのではないかと認識しておりますとともに、一つの課題であると考えておるところでございます。

次に、4点目のご質問でございますが、EM菌自体のメカニズムがはっきりわかっていない現在、今後の進展を注視したいと考えております。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充でございます。

EMについては、まだまだ情報等が不足しているということと、確かな判断というか、そういったデータ等がまだ出てきていない面もあるということで、本格的に取り入れることはまだ厳しいというか、これ

からの推移を見ていくというようなご答弁であったと理解をさせていただきます。

例えばまず使用例の一つ、具志川市、今申し上げましたけれども、これは沖縄県にある市町村でして、そこで先ほど言いましたように、EMを市の表看板のような施策として使っています。それで、その中の市立図書館で下水施設にEMをもう既に活用してやっているデータを少々紹介させていただきますと、もともとこれは下水処理施設というよりも、どちらかという合併浄化槽の大きなやつということでありまして、我々の使っている下水処理は活性汚泥を使った好気性の微生物によって浄化をするというものでございますけれども、好気性と、あと嫌気性と両方の菌がいると。その嫌気性の菌というのが、割とそういう浄化の能力が高いとも言われております。それを合併浄化槽のような、普通の終末処理場も大きな合併浄化槽のようなものでありますから、使い方は一緒ですけれども、それに第1回目の沈殿槽のところにEMを投下しておく、そこでは嫌気性のものが、空気を嫌う方の菌が活動して、そしてその後に空気を好むようなものに対して空気を送り込んでやるという装置がありますけれども、それは普通の一般の家庭の合併浄化槽ですと24時間動かさなくてははいけませんけれども、この具志川市の図書館の施設は1日に2時間程度動かせば事が足りるという結果を生んでいるようでございます。それだけでも電気代が12分の1になっていると。それと、モーター等の施設なんかもよくなっていくと。

その水質を見ると、BODで入ってきた水が80リットル当たりのミリグラムと表現しているのでしょうか、あとそれが処理することによって3.9、そして砂ろ過にして1.6ということで全く遜色ない、むしろきれいな形になっているという実験データがあるようでございます。これを実際今ご答弁あったように、終末処理場に活用しているところはまだないわけで、やはりまだまだちょっと見なくてはいけないかもしれませんが、一つ大きな可能性として、実際に活性汚泥という微生物を使ったもので浄化しているわけですから、さらにそれを補助する形にしても、強化する形にしてもぜひともご着目をいただきたいということがございます。

また、先日読売新聞で、これはちょうど埼玉県内のところの記事が載っておりましたので、引用させていただきます。「EM液投入、オタマジャクシ排水路で大発生、浄化効果はっきり」という見出しでしたが、埼玉県の戸田市の笹目の美女木の地域住民の行っている戸田EMピープルネットが、河川浄化をEMを米のとぎ汁で発酵させた液を定期的にやることによって行っていると。暗渠であって大変な濁りであった、道路の粉じんや雨水がたまり、濁って悪臭がひどかったその水路に対して行ったところ、この8月ごろからオタマジャクシが見えてきた。米のとぎ汁にEMと糖みつをまぜた活性液をつくり、投入し続けた結果、効果ははっきり、ヘドロが浮き上がり、ザリガニ、ヒキガエル、シオカラトンボ等が卵を産みつける姿が見られるようにまでなったという、これは読売新聞でございますけれども、そういった市民運動で河川に流すことによって効果が上がっている、これは割と枚挙にいとまがないようでございます。

ただ、今ご答弁にありましたように、効かないという話も逆によく聞くわけでございますけれども、このEMのよさは、自分で培養できるのです。米のとぎ汁にEMを入れてやると、1週間ほどで10倍ぐらいに培養ができます。そういったことで、ご家庭で使うことができ、それを使ったり、培養したりする、その米のとぎ汁というもともとであれば、下水道にとっても、栄養があり過ぎて負荷が高いものは逆に環境によくなるというものに変えていくという、この作業自体が環境を意識する運動につながっているとも言われております。

先ほどの松村さんへの答弁にも、そういう都市下水路とかの水質管理は下水道の仕事ではないみたいな発言がありましたけれども、それをただしていけば水質がよくなるということに関しては、やはり環境問題ではありますけれども、下水道に無関係でもないと思いますので、そういった点もしっかりとご着目いただいて、市民の啓発運動の一つとして、また今後とも活用を検討していただくことをご要望させていただきます。私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高沢良夫君） 以上をもって一般質問を終結いたします。



◎議長のあいさつ

○議長（高沢良夫君） 以上をもって今期定例会の議事は全部終了いたしました。

閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。本日は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会に早朝よりご出席をいただきまして、大変重要な案件につきまして慎重審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

いまだにまだ経済の動向を見ても依然厳しい状況下の中でございますが、本下水道組合の事業につきましては、大変に市民生活の中で密着した重要な事業であります。今後とも議員各位には、大所高所より議会の運営に格段のご協力をお願いいたすとともに、健康には十分注意されまして、両市の発展のためご尽力されますようお願いを申し上げまして、甚だ簡単ではあります。あいつといたします。どうもありがとうございました。



◎管理者のあいさつ

○議長（高沢良夫君） 続きまして、管理者からごあいさつをお願いいたします。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、平成14年度9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合閉会に当たりまして、一言御礼のごあいさつを申し上げさせていただきます。

本日は、早朝から長時間にわたりまして、ご提案申し上げました議案に対しまして慎重ご審議を賜り、いずれも原案どおりの認定、可決というありがたいご決定を賜りました。心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

なお、審議の過程におきまして、あるいは質問の中において、それぞれ議員各位から貴重なるご提言、ご示唆を賜ったわけでございます。私ども議会の意を最大限に尊重させていただき、今後の事務執行に当たり、安定的な本組合の下水道事業の安定を図り、さらにその進捗に向けて努力を重ねてまいる所存でございますので、どうぞ変わらざるご指導、ご支援のほどもお願いを申し上げます。ありがとうございます。

なお、情報によりますと、台風21号が接近をいたしておるようでございますので、あすあたりからその警戒態勢に入るやに感じられますが、構成市町ともよく連携をとりながら、都市型水害というのが最近か

なり大きな被害を出しておりますので、それらにつきましても万全の体制を整えていきたいと考えておるところでございます。

いよいよあすから10月でございます。気候的には非常にしのぎやすい時期と重なってきたところですが、朝晩もだんだん冷え込みも増してまいります。どうぞ自愛いただきまして、また秋にはいろんな諸行事も多いわけでございますから、ご健勝にて今後それぞれ議員各位のご活躍を心からご祈念申し上げ、御礼のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。



◎閉会の宣告

(午後 2時25分)

○議長(高沢良夫君) これをもって平成14年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。

どうもありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成14年 月 日

議 長 高 沢 良 夫

署 名 議 員 山 中 基 充

署 名 議 員 田 原 教 善